

介護保険課からのお知らせ

内線 157・159

訪問介護利用者負担額を減額します

減額の内容と対象要件は、左記の通りです。

要件に該当する方は、介護保険課へ申請してください。

■減額の内容

介護保険の訪問介護（ホームヘルパー）の利用者負担額を3%（通常は10%）に減額

■減額の期間

七月一日～平成十八年三月三十一日

■対象となる方

世帯の生計中心者が所得税非課税であり、次の①または②に該当する方

- ①六十五歳到達前の一年間に、障害者福祉制度のホームヘルパーを利用していた方で、六十五歳に到達し、介護保

険の対象者（要介護・要支援）となった方

②特定疾患から生じた身体上・精神上の障害が原因で、要介護・要支援状態となった四十歳から六十四歳までの方

社会福祉法人等利用者負担額を減額します

社会福祉法人などの利用者負担減免措置実施事業所（市内では、とき陶生苑・市社会福祉協議会）が行う介護保険サービスの利用している方の利用者負担額を、二分の一に減額します。

■対象となる方

要介護（支援）認定を受けた低所得者の方のうち、次の①または②に該当する方

- ①市民税非課税世帯に属する高齢福祉年金受給者
- ②市民税非課税世帯に属し、

収入から医療費などの必要経費を差し引いた所得が四十二万円以下の方

家族介護慰労金を支給します

介護保険サービスを受けないで、在宅の高齢者を介護しているご家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、介護の必要な高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的として、一定の要件を満たす方に対して「家族介護慰労金」を支給します。

支給額は十万円です。

■対象となる方

次の①と②の要件をすべて満たす高齢者と同居し、現に介護をしている方

- ①市民税非課税世帯に属し、要介護4または5に認定されている期間が、一年以上ある在宅の高齢者（三カ月

以上の入院期間がある場合は、入院期間を除外する）

②①の期間中に、介護保険サービスを受けなかった（二週間以内のショートステイを除く）在宅の高齢者

※要介護認定を受けていない高齢者を介護している方で、

①と②の要件に相当すると思われる方については、申請をしていただくことで市

が訪問調査を行い、要介護4または5に相当する認定を行います。この場合は、認定を受けた後、一年間介護保険サービスを受けなかった場合に、支給対象となります。

詳しくは、介護保険課へどうぞ。



本籍地の枝番の前に付いていた「の」を省略しました

市民課住民係 内線141・142

市では、市民サービスの向上と窓口サービスの充実を図るため、平成15年5月に戸籍事務の電算化をスタートさせました。その際、本籍の地番号に枝番がある場合、枝番の前に付いていた「の」の記載を省略しました。

これは、記載しない方向で全国的に統一されてきており、それに合わせたもので、最近窓口でお尋ねになるケースがありましたので、改めて皆さんにお知らせします。

【例】 土岐津町土岐口2101番地の1の2



土岐津町土岐口2101番地1の2

なお、住民票の表示は変更ありませんので、戸籍の本籍と住民票の住所の地番号の表示が異なることになります。

戸籍：土岐津町土岐口2101番地1の2

住民票：土岐津町土岐口2101番地の1の2

詳しくは、市民課住民係までどうぞ。